

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 10 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800137 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800087 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月 16 日から平成 28 年 2 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者になっていなかったため、同社退職後に、遡及して加入手続を行ってもらった。しかしながら、請求期間の厚生年金保険の記録は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る退職証明書、雇入通知書兼雇用契約書、給与台帳及びタイムカード並びに平成 26 年分、平成 27 年分及び平成 28 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）により、請求者が請求期間に同社に勤務し、事業主から給与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記給与台帳及び源泉徴収票において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない上、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800144号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800088号

第1 結論

- 1 請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間④及び⑤について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年8月10日
⑤ 平成23年12月

A社に勤務した期間のうち請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録並びにB社に勤務した期間のうち請求期間④及び⑤に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②及び③について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主及び所在が確認できた取締役に対し照会を行ったものの、回答が得られず、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が給与及び賞与の振込先として記憶する金融機関から提出された預金取引明細(以下「預金取引明細」という。)により、請求期間①、②及び③において、それぞれ給与の振込は推認できるものの、賞与の支給については確認することができない。

さらに、請求者から提出された平成21年分及び平成22年分給与所得の源泉徴収票並びに平成21年1月から平成22年11月までの期間に係る給与支給明細書において、請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び社会保険料の控除について確認することができない。

このほか請求者の請求期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間④及び⑤について、B社の事業主は、請求者の当該期間に係る賞与は支給していない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳において、当該期間に係る賞与の支給は確認できない。

また、金融機関から提出された預金取引明細により、請求期間④において、8万9,515円の振込みが確認できるものの、当該金融機関は、振込依頼人はA社である旨回答している上、請求者から提出された同社発行の「23年8月分夏季賞与支給明細書」により確認できる差引支給額と一致しており、請求期間⑤においては、給与の振込は確認できるものの、賞与が振り込まれたことを確認することができない。

さらに、請求者から提出された、B社発行の平成23年分給与所得の源泉徴収票により確認できる支払金額及び社会保険料等の金額は、請求者から提出された平成23年8月から同年12月までの期間に係る同社における給与支給明細書により確認できる支給額及び社会保険料の合計額と一致しており、請求期間④及び⑤に係る賞与の支給及び社会保険料の控除について確認することができない。このほか請求者の請求期間④及び⑤の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。